

総務省所管の指定統計調査の民間開放の背景・理由

1. 基本的な考え方

- (1) 「簡素で効率的な政府」の実現は、国・地方を通じた我が国全体の喫緊の課題。
- (2) 統計行政の分野においても、厳しい行財政事情の下、産業構造の変化に対応した新たな統計の整備等の諸課題に対応していくことが求められており、民間事業者の創意と工夫を活用した効率化は極めて重要。
- (3) このため、統計の正確性・信頼性の確保、調査対象である国民や企業の秘密保護を前提に、統計調査業務の民間開放・市場化テストを積極的に推進。

2. これまでの経緯

時 期	事 項
16年12月24日	<p><u>規制改革・民間開放推進会議「第1次答申」の取りまとめ・公表</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定統計の民間開放を推進 ・指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の民間開放に際しての問題点、対応策を実証的に検討するため試験調査等を実施 指定統計は、市場化テストのモデル事業の対象とされず
17年3月25日	<p><u>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(改定)の閣議決定</u></p> <p>指定統計のうち、企業を対象とする小規模な統計の包括的民間委託に関し、具体的にどのような弊害が生じ、予防手段として何が講じえるか等についての検討を深めるため、試験調査等の必要な措置を速やかに実施</p>
3月31日	<p><u>「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(各府省統計主管課長等会議申合せ)の公表</u></p>
6月10日	<p><u>「政府統計の構造改革に向けて」(経済社会統計整備推進委員会報告)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提に、遅くとも平成18年度に、結果精度等への影響を詳細に比較・分析できる試験調査を行い、実証的に検討 ・世帯対象の調査では、実施主体に対する信頼感など心理的側面が精度に影響 当面、企業対象の小規模な調査から検討
12月21日	<p><u>規制改革・民間開放推進会議「第2次答申」の取りまとめ・公表</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度において、「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」について、試験調査等を実施。その結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施 ・総務省は、同省所管の上記2指定統計以外の全ての指定統計調査につい

<p>18年3月13日</p>	<p>て、平成 19 年度までに市場化テスト・民間開放を実施するため、遅くとも平成 18 年度前半までに計画を策定</p> <p><u>「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」開催</u></p> <p>・統計局所管の指定統計調査の実施業務について民間開放・市場化テストをいかに進めていくかに関し、専門的な検討を行うため、統計局で開催（平成 18 年度末までの予定）</p>
<p>3月31日</p>	<p><u>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(再改定)の閣議決定</u>（別添）</p>

規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(抄)

(平成18年3月31日閣議決定)

17年度重点計画事項

(横断的制度整備等)

1 市場化テストの速やかな本格的導入

(2) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「統計調査の实地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。(市場イ)

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査(「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査))について試験調査等を実施する。(市場イ a)

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体(国・地方公共団体/民間事業者)や調査方法(調査員調査/郵送・インターネット調査)の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること(民間開放という。)に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。(市場イ b)

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場化テスト・民間開放を実施する。(市場イ c)

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに(平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次)市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。(市場イ d)また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。(市場イ e)

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。(市場イ f)